

福山市人事給与・庶務事務システム機器等製品の賃貸借
入札説明書

2025年（令和7年）6月3日

福山市総務局総務部給与課

目

次

第1章 業務に関する事項	1
1 主催者	1
2 担当課	1
3 調達の内容	1
4 入札参加資格要件	2
5 契約条件	2
6 本業務に当たっての制約事項	3
7 契約及び支払条件	4
第2章 入札手続に関する事項	5
1 日 程	5
2 入札説明書等の交付	5
3 入札参加資格審査申請書類の提出	6
4 入札参加資格の認定	7
5 入札参加資格の取消し	7
6 入札説明書、入札仕様書等に関する質問	7
7 機器一覧表の提出	7
8 入札及び開札手続き	8
9 その他	10

第1章 業務に関する事項

1 主催者

福山市

2 担当課

福山市総務局総務部給与課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号（本庁舎5階）

TEL (084) 928-1010（直通）

FAX (084) 926-0845

E-Mail kyuuyo@city.fukuyama.hiroshima.jp

3 調達の内容

(1) 件名

福山市人事給与・庶務事務システム機器等製品の賃貸借

(2) 概要

ア 対象業務内容

福山市（以下「本市」という。）の人事給与・庶務事務システム及び文書管理システム（以下「本システム」という。）稼働のために必要となるサーバ及びネットワーク機器等の保守サービス終了等に伴い、安定したシステム稼働環境を継続的に維持するため、必要な機器等の調達を行う。

なお、本契約に係る詳細は、入札参加資格があると認められた者に対し交付する「入札仕様書」等を参照すること。

イ 調達の範囲

(ア) 本システム環境の安定稼働に必要なOS、ソフトウェア及びハードウェア等

(イ) 調達に伴う次のシステム設定等作業

a プロジェクト管理

全体計画、進捗管理、品質管理、課題管理、要員管理、プロジェクト標準策定等

b システム全体設計

システム基本設計（ソフトウェア、ハードウェア）、システム運用管理保守設計等

c インフラ整備

機器搬入・据付け、セットアップ作業及び動作確認等

d システムの構築導入作業補助

本市及び本市が指定する事業者が行うシステムの構築作業及び本稼働までの整備作業全般の補助等

e テスト・検証補助

本市及び本市が指定する事業者が行う各種テストの計画策定及び環境構築、総合テストの補助等

f 教育・研修

本システム利用に関する各種マニュアルの整備、本市又は本市が指定する事業者

を対象にした教育・研修の実施

g システム移行（本番切り替え）

本番環境の切り替え、初期設定等必要な環境設定、本番環境の動作確認、端末更新支援、本番稼働後の立会い

h 運用・保守環境整備

運用・保守要件に準じた環境構築とそのマニュアル類の整備

i 上記作業における設計書、仕様書及び説明書等の作成

(3) 納入期限

2025年（令和7年）10月31日

なお、具体的な日時は、別途協議すること。

(4) 賃貸借（リース）期間

2025年（令和7年）11月1日から2030年（令和12年）10月31日

(5) 納品場所

福山市東桜町3番5号 福山市役所本庁舎

4 入札参加資格要件

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 本業務の公告の日から落札決定の日までの間のいずれの日においても、本市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

(4) 本市に納付すべき市税の滞納がない者であること。

(5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(6) 2025～2027年度取扱品目別業者名簿において、OA機器（種目番号3かつ品目番号1）及び賃貸借（種目番号17かつ品目番号3）について登録があり、「A」等級に格付けされているものであること。

なお、賃貸借の登録を有しない者が、(7)に定める第三者をして物件を貸し付けることとする場合、賃貸借の登録を要しない。

(7) 第三者をして物件を貸し付けようとする者にあつては、当該物件を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして物件の貸付けを行えることの証明をした者であること。

5 契約条件

本業務を契約するに当たっての条件は次のとおりとする。

(1) 機器等の納入に関する保証条件

機器等に関し、次のサービスに速やかに対応できることとする。

ア 機器等の有効利用に関わる情報提供をすること。

イ 機器等の問題判別と解決に関わる情報提供と技術支援をすること。

ウ 迅速な対応を担保するため、上記の情報提供や技術支援について適切なサービスレベ

ルを定義すること。

(2) その他の条件

納入期限は遵守すること。ただし、本市によるスケジュールの変更があった場合は、この限りではない。

6 本業務に当たっての制約事項

(1) 秘密の保持

本業務遂行中に知り得た秘密事項については、いかなる理由があっても本市の承認なしに他に漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。

(2) 貸与資料

本業務の実施に当たり、本市が貸与する物品及び資料等については、受注者の責任において適切に管理し、取扱いに注意すること。

また、契約期間終了後、速やかに返却すること。

(3) 施設への入退室

導入作業等のため、本市の施設等に出入りする場合は、本市担当者に事前に連絡し承認を得ること。また、施設等の出入りに当たっては、本市担当者の指示に従うこと。

(4) 成果物の所有権

納入成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、受注者は、当該著作権の使用に関する費用負担を含む一切の手続きを行い、第三者の著作権、その他の権利を侵害しないこと。

(5) 他の業者との連携

受注者は、本市及び本市が指定する業者と相互に協調を保ち、作業の便宜と進捗を図ること。

(6) 再委託の制限

受注者は本契約に基づく業務を第三者に委託してはならないものとする。ただし、やむを得ず業務の一部を第三者に委託する必要がある場合、又は地域企業育成のために委託する場合は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容、事業執行の場所等を本市に届け出て、本市の承認を得ること。また、再委託を受けた者に対しても、委託条件を厳守させ、再委託先からさらに他の第三者に委託させてはならない。

(7) 疑義

受注者は、本業務の実施に当たり、入札説明書及び入札仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに本市と協議を行い、承認を得た上で作業を実施すること。

(8) その他

機器等の保守は、1年間、受注者を主体に保守体制が確立できること。

7 契約及び支払条件

(1) 契約の締結

ア 契約書の記載内容については、落札者と別途協議の上決定し、契約を締結する。

なお、本市仕様書の要件を満たさないときは、当該項目について本市が特に認めた場合を除き、落札者は本市仕様書の要件に従わなければならない。

イ 契約条項については、契約書（案）を入札参加資格認定を受けた者に対し交付し示す。

ウ 落札者は、本市が定める日（落札者決定から5日以内）までに契約書の締結を行うものとする。契約に応じない場合は落札の決定を取消す。

(2) 契約保証金

免除（福山市契約規則（昭和41年5月1日規則第13号。以下「規則」という。）第6条第1項第5号）

(3) 支払い条件

ア 本調達に係る支払いは原則として、2030年度（令和12年度）まで会計年度ごとに支払いものとする。

イ 会計年度ごとの支払金額は、次の額を上限とする。ただし、落札者において可能な場合には、2026年度（令和8年度）以降の支払金額を平準化するよう、落札者と別途協議する。

(ア) 2025年度（令和7年度） （契約金額の概ね8.33%以内）

(イ) 2026年度（令和8年度） （契約金額の概ね20%以内）

(ウ) 2027年度（令和9年度） （契約金額の概ね20%以内）

(エ) 2028年度（令和10年度） （契約金額の概ね20%以内）

(オ) 2029年度（令和11年度） （契約金額の概ね20%以内）

(カ) 2030年度（令和12年度） （契約金額の概ね11.67%以内）

ウ 上記支払い条件、その他詳細は、落札者と別途協議する。

第2章 入札手続に関する事項

1 日 程

入札手続に関する日程は、次のとおりとする。

手 続	期 日
1 入札参加資格審査申請受付期間	2025年（令和7年）6月 3日（火）から 2025年（令和7年）6月10日（火）午後5時まで
2 入札参加資格の認定	2025年（令和7年）6月11日（水）
3 入札説明書等に関する質問受付期間	2025年（令和7年）6月11日（水）から 2025年（令和7年）6月16日（月）午後5時まで
4 入札説明書等に関する質問への回答	2025年（令和7年）6月19日（木）
5 機器一覧表等の提出期限	2025年（令和7年）6月23日（月）午後5時
6 入札辞退届の提出期限	2025年（令和7年）6月23日（月）午後5時
7 郵送による入札書の提出期限	2025年（令和7年）6月24日（火）午後5時
8 入札・開札	2025年（令和7年）6月25日（水）午前10時

2 入札説明書等の交付

本入札の説明資料及び申請手続様式として、次の書類を交付する。

(1) 説明資料

ア 入札説明書（本書）

イ 入札仕様書

※入札仕様書は、入札参加資格認定を受けた者に対し交付する。

(2) 入札参加資格審査申請の手続様式

ア 入札参加資格審査申請書（様式1）

イ 受付票（様式2）

ウ 委任状（様式3）

代表者から支店長等に対する委任事項を証したものの。入札に関する手続等を委任する場合のみ提出のこと。

エ 使用印鑑届（様式4）

代表者印と異なる印鑑を入札及び契約時に使用する場合のみ提出すること。

オ 担当者届（様式5）

本入札に係る担当者として1名を選任し、質疑等の窓口を一本化すること。

カ 誓約書（様式6）

キ 申立書（様式7）

市外業者で本市における課税のない者は提出すること。

ク 第三者賃貸方式による貸付能力等証明書（様式8）

第三者をして物件の貸付けを行う場合は、提出すること。

(3) 入札及び入札に関する手続様式

ア 質問書（様式9）

- イ 機器一覧表（様式１０）
- ウ 入札辞退届（様式１１）
- エ 委任状（入札用）（様式１２）
- オ 入札書（様式１３）
- カ 入札金額内訳書（様式１４）
- キ 機器等の費用に関する一覧表（様式１５）

※ア～キの手続き様式は入札参加資格認定を受けた者に対し交付する。

(4) 契約について

ア 契約書（案）

契約書（案）については、入札参加資格認定を受けた者に対し交付する。

3 入札参加資格審査申請書類の提出

(1) 提出先

第１章の「２ 担当課」とする。

(2) 提出期限、提出方法

ア 入札参加資格審査申請書は、２０２５年（令和７年）６月１０日（火）午後５時まで
に必着させること。

イ 郵便又は信書便により提出する場合

郵便又は信書便は、書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（以下「書留郵便等」という。）とする。

ウ 直接持参する場合

２０２５年（令和７年）６月３日（火）から同年６月１０日（火）の間（ただし、土日祝日を除く。）の午前８時３０分から午後５時までに上記提出先へ提出すること。

エ 入札参加資格審査申請者は、提出した入札参加資格審査申請書等の差替え、変更又は取消しをすることができないものとする。

(3) 提出書類

入札参加資格審査申請に必要な書類は、次に掲げる書類とする。

なお、「イ 印鑑証明書」、「ウ 市税の完納証明書」、「エ 納税証明書」及び「オ 商業・法人登記簿謄本」については、入札参加資格審査申請書提出の日から３か月前の日以降に発行されたものとし、「ウ 市税の完納証明書」、「エ 納税証明書」及び「オ 商業・法人登記簿謄本」については、写しを可とする。

ア ２（２）に示す申請書類一式。委任状（様式３）、使用印鑑届（様式４）、申立書（様式７）、第三者賃貸方式による貸付け能力等証明書（様式８）は必要な者のみ提出すること。

イ 印鑑証明書

実印であることを証明するもの

ウ 市税の完納証明書

本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。市外の事業者で本市におけ

る課税がない者は、申立書（様式7）を提出すること。

エ 納税証明書

国に納付すべき消費税及び地方消費税の未納がないことを証明したもの（免税事業者は除く。）。

オ 商業・法人登記簿謄本

4 入札参加資格の認定

入札に必要な資格を有していると認めた場合は「入札参加資格認定通知書」を、2025年（令和7年）6月11日（水）付けで、書面により通知する。

5 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査の申請において虚偽の申請を行ったことが判明した場合は、入札参加資格の取消しを行う。

6 入札説明書、入札仕様書等に関する質問

(1) 質問の方法

入札説明書、入札仕様書等に関する質問は、質問書（様式9）により、電子メールで提出すること。

提出先メールアドレス：kyuuyo@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 受付期間

2025年（令和7年）6月11日（水）から同月16日（月）午後5時までとする。

(3) 質問に対する回答

質問への回答は、2025年（令和7年）6月19日（木）までに、入札参加意思のある全ての者に電子メールにより送付する。

7 機器一覧表の提出

(1) 提出期限

2025年（令和7年）6月23日（月）午後5時

(2) 提出先

第1章の「2 担当課」へ電子メールにより提出すること（上記提出期限までに必着のこと。）。

(3) 提出書類

機器明細等に必要な書類は次に掲げる書類とする。

ア 機器一覧表（様式10）

イ 証明書（任意様式）

※本市が想定していない機器及び部品で入札する者は、動作を保証するための証明書を提出すること。

8 入札及び開札手続き

(1) 入札

ア 日時・場所

2025年（令和7年）6月25日（水）午前10時

福山市役所 東棟3階304会議室（福山市東桜町3番5号）

イ 入札に関する事項

入札書を書留郵便等又は持参により事前に提出する場合は、入札書は「(3) 入札書の提出方法」により2025年（令和7年）6月24日（火）午後5時までに第1章の「2 担当課」へ必着させること。

(2) 辞退について

入札参加予定者が、入札を辞退するときは入札辞退届（様式11）を2025年（令和7年）6月23日（月）午後5時（必着）までに郵送又は持参により提出すること。

(3) 入札書の提出方法

ア 入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は「(4) 入札書の作成」に記載の様式12から様式15を、書留郵便等又は持参により事前に提出することができる。ただし、電話、電報、FAX、電子メールその他の定められた方法以外の方法による入札は認めない。

イ 入札回数は3回を限度とする。書留郵便等により提出する場合は、初回の入札書を作成し、封筒へ入れて封印する。その封筒の表面に入札者の商号（名称）を記載し「2025年6月25日開札 福山市人事給与・庶務事務システム機器等製品の賃貸借に係る入札書 第1回目在中」と朱書きすること。この封筒を別の1つの封筒に入れて二重封筒とし、表面に「2025年6月25日開札 福山市人事給与・庶務事務システム機器等製品の賃貸借」と朱書きし、親展により提出先に宛て、入札書の提出期限までに必着させなければならない。

再度入札する場合には、別途案内するものとする。

ウ 入札書を持参する場合は、上記イと同様に入札書を作成し、入札書の提出期限までに持参しなければならない。

エ 入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更及び取消しをすることができない。

(4) 入札書の作成

ア 入札書の作成

(ア) 入札書は所定の様式（様式13）を使用し、次の内容に従い記載すること。

(イ) 入札書に記載した金額の内訳を「入札金額内訳書（様式14）」により作成すること。

(ウ) 入札書に記載した機器等の費用に関する金額の内訳を「機器等の費用に関する一覧表（様式15）」により作成すること。

イ 入札書の記載項目

(ア) 年月日

入札書の提出年月日とする。

(イ) 金 額

入札書に記載する金額は、本調達に伴う一切の経費を含めて見積った契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とすること。

賃貸借期間（60か月）の総額を記載すること（月額を記載しないこと。）。

(ウ) 入札者住所、商号、代表者及び押印

a 本人の場合

入札参加資格審査申請者の所在地、商号又は名称、代表者職、名前並びに様式1と同じ印とする。

なお、入札参加資格審査申請において、使用印鑑届（様式4）の提出がある場合には、この印とすること。

b 代理人の場合

入札参加資格審査申請において代理人を選任している場合は、代理人の所在地、商号又は名称及び職、名前並びに代理人印とする。

c 復代理人の場合

復代理人の場合は、入札前に委任状（入札用）（様式12）を提出し、復代理人の名前並びに復代理人印とすること。

ウ 入札参加者等は、入札仕様書、本入札説明書、契約書（案）及び規則を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。入札仕様書等についての不知又は不明を理由として入札後に異議を申し立てることはできない。

エ 入札金額の訂正は認めない。

(5) 開札

ア 日時・場所

2025年（令和7年）6月25日（水）午前10時

福山市役所東棟3階 304会議室（福山市東桜町3番5号）

イ 開札に関する事項

開札の際に入札者の立会がない場合は、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせて行うものとする。

ウ 落札者の決定方法

(ア) 規則に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格を持って有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きを行い、落札者を決定する。当該入札者が開札に立ち会っていない場合又は立ち会っていてもくじを引かない場合は、これに代えて「当該入札事務に関係のない市職員」がくじを引くものとする。

(イ) 入札された最低価格が予定価格を超えている場合は、再度の入札を別途案内するものとする。

なお、再度の入札は2回を限度とする（合計3回）。

エ 入札結果の通知

開札後ただちに、落札者及び落札金額を電子メールで通知する。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札（再入札も含む。）は無効とする。

ア 参加資格のない者が入札したとき

イ 同一の入札者が2つ以上の入札をしたとき

ウ 他人の代理を兼ね、又は2つ以上を代理して入札したとき

エ 入札者が連合して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき

オ 入札書に記名押印がなかったとき

- カ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき
- キ 委任状を持参しない代理人が入札をしたとき
- ク 金額を訂正した入札をしたとき
- ケ 入札が、取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき
- コ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき
- サ 再度の入札をした場合において、その入札が1であるとき
- シ 上記アからサまでに掲げるもののほか、規則又は特に指定した事項に違反した入札をしたとき

(7) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを延期又は中止する。この場合における損害は入札者の負担とする。

(8) 入札保証金

免除（規則第25条第1項第2号）

(9) 入札違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として納入すること。

9 その他

(1) 入札に当たっての注意事項

ア 本市から提供を受けた文書について、本件の入札手続以外の目的に供してはならない。
また、本入札において、本市の情報システム等に関して知ることとなった内容は、第三者に洩らしてはならない。

なお、本市が貸与した文書は返却すること。

イ 本入札に要する費用は、入札者が負担する。

ウ 本入札に関し本市へ提出された資料は返却しない。

(2) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限定する。

(3) 守秘義務要件

本業務に関して知り得た情報は、第三者に漏洩することを防止し、かつ秘密漏洩の可能性を事前に排除するものとする。また、関係資料の滅失又は、き損を防止し、秘密を保持するため、必要かつ十分な措置を講じるものとする。

以上